

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年8月28日

北九州市産業経済局農林課

1 当該公募の趣旨

本業務は、概ね15年以上手入れがされていない、または、令和9年度までに森林の公益的機能が発揮できなくなる恐れのある市内の荒廃した私有人工林（スギ・ヒノキ）の強度間伐を行うものである。本業務の遂行に際しては、強度間伐する人工林の選木や急傾斜における伐採及び伐採した間伐材の流出防止対策を行うため、間伐についての専門的な知見及び実績を有していなければならない。このため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度荒廃森林整備事業強度間伐等業務委託

(2) 業務内容

ア 強度間伐

・概ね15年以上手入れがされていない、または、令和9年度までに森林の公益的機能が発揮できなくなる恐れのある市内の荒廃した人工林（スギ・ヒノキ）の強度間伐の実施

イ 侵入竹伐採

・強度間伐と一体的に整備する人工林の生長を阻害する侵入竹の除去。

ウ 下刈

・過去に同事業で植栽した広葉樹の生長を促進するために行う雑草木の除去。

エ 簡易木柵工

・間伐材の流出を防止するため、現地発生間伐材を利用して木柵を設置するもの

オ 上記のアからエに付随する業務（林道の除草、伐木、伐竹、路面清掃含む）

カ 事業量によっては業務を分割して発注することもある。

(3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日(予定)まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア スギ林・ヒノキ林の間伐について専門的な知見を有すること。

イ 国(公社及び公団を含む)又は地方公共団体(北九州市が出資する公社、事業団等を含む)が発注する類似業務(林業的知見に基づくスギ林・ヒノキ林の間伐)を履行した実績を有すること。

ウ ア、イについて、要件を確認できる書類及び貴社(団体)の概要が分かる書類が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市産業経済局農林課

電話番号 093-582-2078 FAX 番号 093-582-1202

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年8月28日から令和7年9月10日まで(閉庁日を除く)の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年8月28日から令和7年9月10日まで（閉庁日を除く）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。